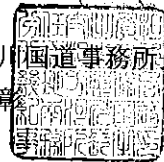


企画競争実施の公示

平成30年 4月 3日

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長
堤 英章



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 紀南河川国道事務所技術資料整理補助業務
- (2) 業務内容 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所が発注する業務のうち発注者支援業務等、行政事務補助業務、施設点検補助業務等を除く業務に関し、監督職員から指示する条件及び貸与資料に基づき、資料の確認を行い、一覧表として整理する。
- (3) 履行期限 平成31年3月29日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。また、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。
- (5) 平成20年度以降において、元請けとして以下のいずれかの履行実績があることを証明した者であること
 - 1) 入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の整理、とりまとめ業務
 - 2) 行政事務に関するデータ入力作業業務
 - 3) 行政文書等の分類・整理業務
- (6) 紀南河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること

と。

- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課

電話0739-22-4566 FAX:0739-26-3991

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年 4月 3日から平成30年 4月23日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年 4月23日 16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。